

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則(抜粋)

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則(抜粋)

本則

本則

(回廊地区内における行為の許可の基準に係る技術的細目)

(回廊地区内における行為の許可の基準に係る技術的細目)

第22条 略

第22条 略

2 略

2 略

3 条例第13条第2項第4号の景観の保全の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。ただし、同条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。

3 条例第13条第2項第4号の景観の保全の機能からみて定める行為の許可の基準に係る技術的細目は、次の表の左欄に掲げる行為について、同表の右欄に掲げる条件を満たしていることとする。ただし、同条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物又は工作物に係るものについて、同表の右欄に掲げる条件を満たすことができないやむを得ない事情があるものとして知事が特に認める場合は、この限りでない。

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第13条第1項第1号に掲げる行為	略
条例第13条第1項第2号に掲げる行為	略
条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの	1 新築の場合 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値(日本産業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法(マンセル

行為	行為の許可の基準に係る技術的細目
条例第13条第1項第1号に掲げる行為	略
条例第13条第1項第2号に掲げる行為	略
条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、建築物に係るもの	1 新築の場合 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 屋根、外壁等の色彩は、マンセル値(日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法(マンセル

	表色系)に規定する彩度をいう。以下同じ。)が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 (5) 略 (6) 略 2 略 3 略 4 略 5 略
条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの	略
条例第13条第1項第4号に掲げる行為	略
条例第13条第1項第5号に掲げる行為	略
条例第13条第1項第6号に掲げる行為	略
条例第13条第1項第7号に掲げる行為	1 略 2 下刈り及び間伐に係る計画書を当該行為の許可申請の際に提出し、適正な施業を行うこと。ただし、 森林法第10条の11第1項 の規定に基づく森林施業の実施に関する市町との協定の締結又は同法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画の策定による場合は、その協定書

	表色系)に規定する彩度をいう。以下同じ。)が10未満で、かつ、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。 (5) 略 (6) 略 2 略 3 略 4 略 5 略
条例第13条第1項第3号に掲げる行為のうち、工作物に係るもの	略
条例第13条第1項第4号に掲げる行為	略
条例第13条第1項第5号に掲げる行為	略
条例第13条第1項第6号に掲げる行為	略
条例第13条第1項第7号に掲げる行為	1 略 2 下刈り及び間伐に係る計画書を当該行為の許可申請の際に提出し、適正な施業を行うこと。ただし、 森林法第10条の11の9第1項 の規定に基づく森林施業の実施に関する市町との協定の締結又は同法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画の策定による場合は、その協

	又は計画書の写しを当該行為の許可申請の際に提出すること。
条例第 13 条 第 1 項第 8 号 に掲げる行為	略
条例第 13 条 第 1 項第 9 号 に規定する行為	略

	定書又は計画書の写しを当該行為の許可申請の際に提出すること。
条例第 13 条 第 1 項第 8 号 に掲げる行為	略
条例第 13 条 第 1 項第 9 号 に規定する行為	略

別表第 2(第 30 条関係)

許可の申請区分	書類及び図書
1 鉱物の掘採等の許可又は土地の形状の変更の許可	略
2 建築物の建築等の許可又は工作物の建築等の許可	略
3 外観の模様替えの許可	略
4 色彩の変更の許可	略
5 天然林の伐採の許可	略
6 針葉樹の植樹の許可	1 略 2 略 3 略 4 間伐計画書又は 森林法第 10 条の 11 第 1 項 の規定に基づく森林施業の実施に関する市町との協定

別表第 2(第 30 条関係)

許可の申請区分	書類及び図書
1 鉱物の掘採等の許可又は土地の形状の変更の許可	略
2 建築物の建築等の許可又は工作物の建築等の許可	略
3 外観の模様替えの許可	略
4 色彩の変更の許可	略
5 天然林の伐採の許可	略
6 針葉樹の植樹の許可	1 略 2 略 3 略 4 間伐計画書又は 森林法第 10 条の 11 の 9 第 1 項 の規定に基づく森林施業の実施に関する市町との協

	書若しくは同法第 11 条第 1 項の規定に基づく森林経営計画書の写し 5 略 6 略
7 看板、広告板その他これらに類するものの設置の許可	略
8 物品の集積又は貯蔵の許可	略

	定書若しくは同法第 11 条第 1 項の規定に基づく森林経営計画書の写し 5 略 6 略
7 看板、広告板その他これらに類するものの設置の許可	略
8 物品の集積又は貯蔵の許可	略

別表第 3(第 36 条関係)

項目	測定方法	算定方法
清流度	略	略
窒素に係る指標	全窒素の測定方法(<u>日本産業規格</u> K0102 の 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法)により測定する。	左欄に規定する測定方法で得られた数値を窒素に係る指標とする。
燐(りん)に係る指標	全燐(りん)の測定方法(<u>日本産業規格</u> K0102 の 46.3 に定める方法)により測定する。	左欄に規定する測定方法で得られた数値を燐(りん)に係る指標とする。
水生生物に係る指標	略	

別表第 3(第 36 条関係)

項目	測定方法	算定方法
清流度	略	略
窒素に係る指標	全窒素の測定方法(<u>日本工業規格</u> K0102 の 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法)により測定する。	左欄に規定する測定方法で得られた数値を窒素に係る指標とする。
燐(りん)に係る指標	全燐(りん)の測定方法(<u>日本工業規格</u> K0102 の 46.3 に定める方法)により測定する。	左欄に規定する測定方法で得られた数値を燐(りん)に係る指標とする。
水生生物に係る指標	略	

第 8 号様式(第 30 条関係)

針葉樹の植樹の許可申請書
[別紙参照]

第 8 号様式(第 30 条関係)

針葉樹の植樹の許可申請書
[別紙参照]

新

第8号様式（第30条関係）

針葉樹の植樹の許可申請書

年 月 日

高知県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の職・氏名）

印

電話番号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第 条第1項第7号に掲げる行為の許可を受けたいので、同条例第17条第1項の規定により次のとおり申請します。

行為地の住所		地目（現況）	実測面積（m ² ）	
行為の規模	植樹の面積（ ）m ²			
行為の目的及び概要				
行為の場所を選定した理由				
設計者又は施工者	住所			
	氏名	電話番号		
行為の予定期間	着手予定日 年 月 日から 完了予定日 年 月 日まで			
他法令の許可等の状況	法令名（ ） 審査の状況（ ）			
	法令名（ ） 審査の状況（ ）			
	法令名（ ） 審査の状況（ ）			
添付書類及び図書（施行同意書のほか、右の書類及び図書を添えてください。）	1 位置図（1/50,000以上） 2 現況図（1/5,000以上） 3 現況写真（カラー写真） 4 間伐計画書又は 森林法第10条の11第1項 の規定に基づく森林施業の実施に関する市町との協定書若しくは同法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画書の写し 5 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）			

- 注 1 「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第22条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。
- 2 行為者がその土地の所有者である場合は、施行同意書は必要ありません。

第8号様式（第30条関係）

針葉樹の植樹の許可申請書

年 月 日

様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の職・氏名）

Ⓜ

電話番号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第13条第1項第7号に掲げる行為の許可を受けたいので、同条例第17条第1項の規定により次のとおり申請します。

行為地の住所		地目（現況）	実測面積（m ² ）
行為の規模	植樹の面積（ ）m ²		
行為の目的及び概要			
行為の場所を選定した理由			
設計者 又は施 工者	住所		
	氏名	電話番号	
行為の予定期間	着手予定日	年 月 日から	
	完了予定日	年 月 日まで	
他法令の許可等の状況	法令名（ ）	審査の状況（ ）	
	法令名（ ）	審査の状況（ ）	
	法令名（ ）	審査の状況（ ）	
添付書類及び 図書（施行同意書のほか、 右の書類及び図書を添えて ください。）	1 位置図（1/50,000以上） 2 現況図（1/5,000以上） 3 現況写真（カラー写真） 4 間伐計画書又は森林法第10条の11の9第1項の規定に基づく森林施業の実施に関する市町との協定書若しくは同法第11条第1項の規定に基づく森林経営計画書の写し 5 土地登記事項証明書及び公図（行為者がその土地の所有者である場合は、納税証明書の写しでこれに代えることができます。）		

注 1 「行為の目的及び概要」欄は、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則第22条に規定する行為の許可の基準に係る技術的細目に関する事項を記載してください。
 2 行為者がその土地の所有者である場合は、施行同意書は必要ありません。